

『自衛隊イラク派兵と憲法9条』

池住義憲
(自衛隊イラク派兵差止訴訟の会代表)

I. いまイラクで起きていることをどう見るか

1. “戦争”の開始が国際法違反!

- ⇒ 19世紀まで → “国家が実力を行使するのは自由”との発想
- 20世紀以降 → 国連憲章で、国家が単独で武力行使することを原則禁止! 「国際関係において武力による威嚇または行使を慎む」と戦争自体の放逐を謳っている。ただし次の二つの例外がある。
 - ①自衛の場合。(国家や国民への急迫不正な武力攻撃が発生した場合に限定。しかも国連安保理が平和維持に必要な措置をとるまでの間のみ)
 - ②安保理が「国際の安全と平和について脅威がある」と認めたとき。
(まず徹底した非軍事的方法をとる。どうしても効果がないと確認・決議した場合にのみ、国連の警察活動として武力行使をやむをえない方法として認めている)
- ⇒ しかし、今回の米国はイラクから何ら軍事攻撃を先に受けていない(「自衛権」の行使は不成立!)。国連は「武力行使がやむを得ない」とする安保理決議をしていない。認めていない。
- ⇒ ゆえにこれは:
 - 重大な国際法(国連憲章)違反の武力行使!
 - 他国(イラク)の政権の同意にもとづかずに領土を侵す武力行使!
 - 米国の想いで一方的に他国(イラク)の政権を崩壊させるという、他国の主権侵害! 内政干渉! 民族自決権の侵害!

2. 武力行使の中身も国際法違反!

- ⇒ 米国が使用している爆弾:
 - 劣化ウラン弾(DU)、クラスター爆弾(集束爆弾)、デージーカッター(燃料気化爆弾、FAE)、バンカーバスター(地中貫徹爆弾)など
- ⇒ これらを使用することは、交戦法規であるジュネーヴ条約第一追加議定書 51、53 条 同第四条約 18 条違反!

3. 何処から見ても「大義のない」“戦争”

- ・ブッシュ大統領(2003年1月28日)「サダム・フセインは、25,000リットルの炭疽菌や38,000リットルのボツリヌス菌を貯蔵し、30,000発の生物化学兵器を搭載できるロケット弾を持っている」
- ・デビッド・ケイ元 CIA 特別顧問・大量破壊兵器捜索指揮(2004年1月28日)「イラクに生物・化学兵器の大量備蓄は存在しない。(ごく少量の備蓄が発見される可能性も)極めて低い」
- ・ポーランド大統領(2004年3月18日)「(イラクの大量破壊兵器問題で)わが国はだまされてきた」
- ・小泉首相(2004年3月19日)「(だまされたとは)全く思っておりません。私はないとは断定できませんね。今でも私はあると思っていますよ」

II. 「不戦・非戦の約束証文」としての第9条

(第9条、三つのポイント)

- ① **戦争** ⇒ **永久に放棄!** (「自衛」のための戦争も含めて)
・武力による威嚇、武力の行使も!
- ② **戦力** ⇒ **一切保持しない!**
- ③ **交戦権** ⇒ **認めない!** (主語は『私たち主権者』!)

(69年の重み…)

- ・ 1876年2月の日朝修好条規(江華島条約という名の不平等条約)から1945年8月の朝鮮解放(光復)までの69年間、大日本帝国がアジア・太平洋地域を植民地支配・侵略し続けた罪
- ・ 1931~1945年のアジア・太平洋地域への侵略戦争(15年戦争)、2000万人の犠牲…
- ・ 沖縄戦や本土への激しい空襲、広島・長崎への原爆投下によって多くの一般市民が犠牲(310万人の犠牲)になった戦争の惨禍を二度と繰り返したくない、という心からの叫び

(過去の戦争責任の取り方の一つ)

- ・ 二度と戦争を起こす国にはならない・しない、と誓った国際的な不戦・非戦の約束証文(世界に対して誓った約束)
- ・ これを護り続けることは、世界とくにアジア・太平洋諸国に対する私たちの歴史的責任!

(第9条誕生までの国際的流れ)

- ① 1899年 第一回世界平和会議(オランダ・ハーグ) → 「ハーグ陸戦規則」
- ② 1907年 第二回世界平和会議(同) 戦闘行動を制約する「ハーグ陸戦条約」などを調印(日本は1912年に署名)
- ③ 1920年 国際連盟結成(国際連盟規約)
- ④ 1928年 「不戦条約」(戦争放棄に関する条約、フランス・パリ)
* 第一条:「締結国は、国際紛争解決のため戦争に訴うることを非とし、かつその相互関係において国家の政策の手段としての戦争を放棄することを、その各自の人民の名において厳粛に宣言す」
(日本も1929年に一部を留保して署名)
- ⑤ 1945年4月 国際連合創立総会(於:サンフランシスコ)
- ⑥ 1945年6月 「国連憲章」採択(同年10月発効)
* 前文で、国際紛争は平和的手段によって解決されなくてはならないこと、すべての加盟国は国際関係において「武力による威嚇又は武力の行使を慎まなければならない」と明記。
* 人類の何千年の歴史と何千万人も血の犠牲の上に立って、「正義」のためであれば戦争をしてもよいという従来の考え方を一掃。
- ⑦ 1946年11月3日 日本国憲法制定(翌1947年5月3日施行)
* こうした国際的流れを受け、国連憲章の理念を更に徹底させたもっとも先駆的な到達点! 世界に誇るべき財産!!

Ⅲ. “自衛隊”の存在をどうみるか

(自衛隊の発足の経緯)

- ⇒ 1948年8月15日 分割占領していた米国の支援を受けて大韓民国（韓国）独立
- 1948年9月9日 ソ連指導下で朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）建国
- 1949年10月 NATO 調印、中華人民共和国成立
- 1950年2月 中ソ同盟
- 1950年6月 朝鮮戦争開始
- 1953年7月 北朝鮮・中国・米国の3国間で休戦協定調印。
- ⇒ そうした動きのなかで：
 - 1950年8月 マッカーサー、超憲法的指令で「警察予備隊」創設（朝鮮半島に向かった米占領軍の留守を補充。合わせて日本へ事実上の再軍備を要請）
 - 1952年10月 保安庁を設置し、警察予備隊を「保安隊」と「警備隊」に改組。（米軍が保安隊に兵器類を支給。装備拡充へ・・・）
 - 1954年7月 防衛庁を設置し、「自衛隊」へ改組。

(政府の解釈：1954年～)

- a) 第9条は、国固有の権利としての「自衛権」までは否認していない。
- b) だから、「自衛」のため、「必要最小限」の「実力」は保持できる。
- c) この限りにおいて自衛隊は「戦力」ではない。「戦力」にはあたらない。（『違憲』ではない）

(現在の自衛隊)

- ⇒ 陸自： 兵力 164,500 人（戦車 1,020 両、装甲車 980 両ほか）
- 海自： 兵力 45,800 人（イージス艦 6 隻、護衛艦 54 隻、潜水艦 16 隻ほか）
- 空自： 兵力 47,300 人（F15 戦闘機 203 機、空中給油・輸送機 2 機、C130 輸送機ほか）
- その他： 2,300 人（統合幕僚監部、情報本部）
- 兵力は合計で 259,900 人。
- ⇒ 2005 年度防衛費概算額 4 兆 9,030 億円（対前年度比 1.0%減） 昨年度末に導入を閣議決定したミサイル防衛（MD）システム整備費として 35%増の 1,442 億円のほか、地対空誘導弾パトリオット PAC 3、イージス艦改修費、海上配備型迎撃ミサイル（SM3）発射試験費などを新たに計上。

(第9条からみると…)

- a) 第9条の意義 ⇒ 従来、伝統的に認められてきた自衛戦争も含めたあらゆる戦争を放棄し、軍備の意義の喪失を確認したこと。（非武装・非軍事規定）*
- b) 自衛のための武力行使まで否定していないと解釈し主張する人たちが多くいるが、第9条にはそのような文言はない。どう読んでもそのようには書かれてはいない。
- c) 戦争放棄の目的を達成するためには一切の戦力を保持してはならないとしているのだから、国際法上は認められる自衛戦争も憲法上は不可能！（学会の多数説）

* 「非武装・非軍事」規定は現実的か否か

- ⇒ 生活するすべての人々の生命や財産を守るためにどちらが効果的か、現実的か
 - ・ 軍備による防衛か？
 - ・ 軍備によらない防衛（非暴力抵抗あるいは市民的不服従の形態による防衛）か？
- ⇒ 莫大なお金を軍備に費やすよりも、雇用創出、教育、福祉、保健・医療、文化交流と国際理解、国際協力・援助活動、貧富の格差是正のための諸策、平和外交などのた

めに用いた方が効果的。武力に頼らずに平和を維持する策を探る方が現実的！

- ⇒ 軍という組織には自己拡大の本性が内在している。相手方(敵)に勝つことを究極かつ最大の目的としているので、絶えず敵よりも優越した力を持つようとして果てしない軍拡競争にのめり込む。20世紀の歴史がこれを証明している。こうした状況のなかでは、日本の防衛関係者が口にする「必要最小限度の防衛力」は無意味な謳い文句になる。相手方が軍事力を強めればそれに応じてこちらの「最小限度」もキリなく上昇していく…。
- ⇒ 無意味な戦争をたたかうよりは、第9条の「非武装・非軍事」平和主義の方が有効な安全保障の方策！もし有事の事態に至ったとしても、非暴力抵抗あるいは市民的不服従の形態による「防衛」の方がはるかに効果的で、少なくとも人々の生命を壊滅からまもる点ですぐれた方法！
- ⇒ 第9条は、いかなる状況下であっても非武装・非軍事という「より徹底した戦争非合法化運動」！世界の平和思想を維持・発展させる牽引車の役割と責任を担っている！

IV. 自衛隊のイラク派兵

(自衛隊の海外派兵)

- 1991年4月 湾岸戦争後、掃海艇をペルシャ湾に派兵(海外の公海上への初の派兵)
- (1992年6月 PKO法成立)
- 1992年9月 カンボジア(PKO)へ陸自派遣(海外領土への初めての派兵)
- 1993~1998年 国連モザンビーク活動、ルワンダ難民救援(ザイール)、ゴラン高原での国連兵力引き離し監視軍、ホンジュラスなどへ陸自を派兵。
- (1999年5月 周辺事態法成立)
- (2001年10月 テロ特措法成立)
- 2001年11月 テロ特措法により海自をインド洋へ派兵
- 2003年12月 インド洋にイージス艦を派遣
- (2003年7月 イラク特措法成立)
- 2003年12月 イラク特措法により陸海空自を派兵(戦時下の海外領土への初の派兵！)
- 2005年 スーダンPKOへ陸自派遣？

(イラクでの自衛隊)

- ⇒ 1) 人道復興支援活動(医療、食糧・衣服・医薬品・収容施設などの被災民帰還の援助、施設復旧・整備などの被災民生活支援、行政事務に関する助言・指導など)
- 2) 安全確保支援活動(国連加盟国が行うイラク国内での安全及び安全回復活動の支援。輸送、保管・備蓄、通信、修理・整備、補給、建設など)
- ⇒ 陸自(600人)・浄水、給水(人口16万人のサマワで当初は404億円かけて一日最大で実質約1万人分に相当する80トン进行給水。NGOがやれば1億円の経費で10万人に給水可能。本年2月で活動終了)
 - ・医療支援、医療・教育施設の補修
 - ・ナシリアとサマワ間で陸自用物資の輸送(600人の大半は保安と物資輸送を担当する警備中隊、実戦向けの精鋭戦闘部隊)
- 空自(150人)・C130輸送機(3機)でクウェート(アリ・アルサレス空軍基地)からイラクのモスル、ナシリアへ「人道支援物資」ならびに占領軍の人員・物資を空輸(←初の兵站支援！)

V. **自衛隊派兵：五つの違憲性・違法性**

1. **自衛隊イラク派兵は「交戦権」の行使にあたり、9条違反**

交戦権は、政府の見解によれば政治国際法における交戦国が国際法上有する種々の権利の総称で、その中には「相手国兵力の殺傷及び破壊、相手国の領土の占領、そこにおける占領行政」も含まれる。従って相手国の領土の占領、そこにおける占領行政に加担することは交戦権の行使となる。

派兵されている自衛隊は重装備。9ミリ機関拳銃、無反動砲、個人携帯対戦車弾、装輪装甲車、軽装甲機動車などの武器を装備している。自衛隊は、当初は米英軍主導の暫定占領当局（CPA）の指揮下に、そして「主権委譲」後は米英軍主導の多国籍軍による軍事占領行政下にある。これはいずれも「米英を中心とする占領行政」への参加・加担であり、9条が禁止する「交戦権」の行使にあたり9条違反。

2. **安全確保支援活動は「兵站活動」であり、これも「武力の行使」にあたり9条違反**

派兵されている航空自衛隊は、イラク特措法の安全確保支援活動として米兵を中心に多国籍軍の兵士や物資を輸送しており、政府は、すでに輸送した米兵が武器を携行していることも認めている。国際法では、こうした後方支援活動は「兵站活動」であり、戦闘行為の一部であるとはつきり位置づけられている。したがって、米国主導・指揮下の多国籍軍での自衛隊の「安全確保支援活動」は、9条が禁止する「武力の行使」にあたる。

3. **人道復興支援活動の際に起こりうる武器の使用も「武力の行使」にあたり9条違反**

人道復興支援活動において行われる「武器使用」は「武力行使」にあたる。自衛隊という「部隊」による「武器使用」それ自体が憲法で禁ずる「武力行使」にあたる。戦闘地域か非戦闘地域かの区別がつかず、自ら危険な地帯へ部隊として武器を携えていく場合の武器使用では、「正当防衛」は成立しない。憲法が禁ずる「武力行使」と正当防衛行為としての「武器の使用」は別であると政府は主張しているが、この区別は実際にできない。従って、自衛隊による武器使用の可能性を認めた派兵は、それ自体、「武力の行使」を禁じた9条に違反。

4. **「自衛」「防衛」目的を超えており、従来の政府見解に立ったとしても自衛隊法違反**

自衛隊は、日本が武力攻撃を加えられた場合の「自衛」のための存在（専守防衛）と定められている。日本が武力攻撃を加えられていないのに自衛隊を海外（イラク）に、しかも重武装で派兵している。これは「自衛」の目的を明らかに超えている。また1954年6月参議院での「自衛隊の海外出動をなさざることに關する決議」（海外出動の目的や性格の如何を問わず、一切の自衛隊の海外出動を禁止）にも違反。

5. **「戦闘地域」への自衛隊派兵はイラク特措法違反**

国際法では、イラクは「交戦法規」が全土にわたって適用されている「戦闘地域」。イラク特措法自体の違憲性を留保したとしても、今回の自衛隊イラク派兵はイラク特措法にも違反。同法第2条3項で、人道復興支援・安全確保支援活動は「わが国領域および現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる」地域において実施すると書かれてある。

以上

<参考資料①>

名古屋の「自衛隊イラク派兵差止訴訟」

(2005年10月1日現在)

<訴訟の概要>

- ・ 昨年2月23日、国を相手取って名古屋地方裁判所に提訴。原告は第一次1,262名、第二次1,101名、第三次682名、第四次103名、第五次103名で計3,251名。弁護団100名余。
- ・ 裁判所に判決を求めているのは次の三つ。
 - 1) 被告国はイラク特措法に基づいてイラクに自衛隊を派兵してはならない(派兵差止)
 - 2) 被告国が、イラク特措法に基づいてイラクに自衛隊を派兵したことは違憲であることを確認する(違憲確認)
 - 3) 被告国は、原告それぞれに対して各1万円を払う(慰謝料請求)
- ・ 第1回口頭弁論(2004年6月18日)、第2回(同年9月3日)、第3回(同年11月3日)、第4回(2005年2月4日)、第5回(同年4月22日)、第6回(同年9月9日)
- ・ 名古屋(2004年2月提訴、原告計3,251名)以外での動き：
北海道(2004年1月提訴、原告計33名)、東京(同年3月提訴、本人訴訟100件)、大阪①(同年4月提訴、原告計1,051名)、静岡(同年5月提訴、原告251名)、大阪②(同年7月提訴、原告36名)、山梨(同年8月提訴、原告277名)、仙台(同年12月提訴、原告13名)、栃木(同年12月提訴、原告47名)、岡山(2005年1月提訴、原告217名)、熊本(同年3月提訴、原告46名)、京都(同年3月提訴、原告337名)。全国原告総数5,650名、弁護団計800名強。

<なぜ訴訟を起こしたか>

- ①加担者、加害者になりたくない
 - ・ 米英が2003年3月19日からイラクでやっていること ⇒ 国際法違反の侵略行為
 - ・ そのイラクに重武装した自衛隊を派兵 ⇒ 侵略行為への加担 ⇒ 著しい精神的苦痛!
 - ・ 私たちは誰一人として殺したくないし、殺されたくない
- ②「平和的生存権」が侵害されている
 - ・ 憲法前文「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」(平和的生存権) = 「戦争や武力行使をしない国に生きる権利」「戦争に加担しないで平和に生きる権利」
 - ・ 戦闘行為が続いているイラク(戦地)への派兵 ⇒ 戦争する(戦争に加担する)国に...
- ③憲法第9条があぶない
 - ・ 自衛隊の存在 ⇒ 「戦力」を一切保持しない、とした第9条に違反
 - ・ 自衛隊のイラク派兵 ⇒ 「自衛」「防衛」目的を超えている ⇒ 第9条違反
 - ・ 自衛隊の安全確保支援活動 ⇒ 米英軍への後方支援活動(兵站活動) ⇒ 戦闘行為 ⇒ 「武力の行使」の放棄、「交戦権」の否認を謳った第9条に明確に違反
～～こうした思いから、今を生きる者として、主権者の責任として声を挙げた。

*連絡先： 「自衛隊イラク派兵差止訴訟の会」(代表 池住義憲)
〒466-0804 名古屋市昭和区宮東町260 名古屋学生青年センター内
電話：052-781-0165 Fax:052-781-4334
メール：info@haheisashidome.jp ホームページ：<http://www.haheisashidome.jp/>

『多国籍軍参加国状況』

2005年10月13日現在（外務省などの資料より）

I. 現在、多国籍軍に派兵している国： 191国連加盟国中28ヶ国（合計約161,300人）

1. 米国 138,000人
2. 英国 8,500人（10月に500人撤退させ規模縮小することを表明）
3. 韓国 3,200人（9月、1,000人撤退させ規模縮小することを検討開始）
4. イタリア 3,000人（時期を早め8月中旬から撤退開始。来年2月頃に撤退完了の方向）
5. ポーランド 1,700人（来年1月まで駐留を延長。その後は新大統領に委ねることを決定）
6. オーストラリア 1,320人
7. ウクライナ 900人（今年末までに完全撤退を決定。すでに撤退を開始）
8. グルジア 850人
9. 日本 600人
10. ルーマニア 740人（今年末までに全面撤退を表明）
11. デンマーク 540人
12. ブルガリア 400人（今年末までに撤退を表明）
13. エルサルバドル 380人
14. アゼルバイジャン 150人
15. モンゴル 135人
16. フィジー 130人
17. アルバニア 120人
18. ラトビア 120人
19. リトアニア 120人
20. スロバキア 107人
21. チェコ 101人（派兵延長しない方針であったが米英の要請を受け今年末まで延長）
22. アルメニア 46人
23. マケドニア 37人
24. ボスニア・ヘルツェゴビナ 36人
25. エストニア 35人
26. シンガポール 35人
27. カザフスタン 27人（5月に国防相が派遣延長に難色を示し、撤退時期検討を表明）
28. ノルウェー 15人（今年末までに完全撤退を表明）

II. すでに撤退した国： 12ヶ国

ニカラグア(2004年2月)、ドミニカ共和国(同4月)、スペイン(同5月)、ホンジュラス(同5月)、フィリピン(同7月)、ニュージーランド(同9月)、タイ(同9月)、ハンガリー(同12月)、ポルトガル(2005年2月)、モルドバ(同2月)、オランダ(同4月)、トンガ

(注) 2003年3月、米国は「イラク戦争」開始に当たり、国連安保理決議に基づくことが出来なかったため、「有志連合 (Coalition of the Willing)」を組織。49ヶ国の「支持」を取り付け。そのうち40ヶ国が派兵。現在、国連多国籍軍（実態は米軍主導の占領軍）参加は、上記の28ヶ国（米国全額費用負担の“傭兵”を含めて）。今年末までに少なくとも5~6ヶ国減って22~23ヶ国になると予想される。（文責：池住義憲）